福島労働局職員【任期付常勤職員】募集要項

福島労働局では、民間企業等での業務の経験を有し、助成金や雇用保険等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する方を募集します。

１　職種

福島労働局の任期を定めた常勤職員

２　業務内容

福島労働局における次の（１）及び（２）の業務

（１）雇用調整助成金の支給業務及び関連する業務

（２）その他、雇用関係助成金の支給業務及び関連する業務

３　募集人員

<u>１名</u>

４　応募資格

（１）以下の条件を満たす方

民間企業等での業務の経験を有し、助成金や雇用保険等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する者。

（２）以下に該当する方は応募できません。

①　日本国籍を有しない方

②　国家公務員法第３８条の規定により国家公務員となることができない者

- 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

③　平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

④　国家公務員法第８１条の６（定年による退職）及び附則第８条に該当する方（採用予定日において満６２歳に達している方）

５　採用方法

選考による採用となります。

また、人事院規則８－１２第４２条第２項第１号の規定に基づく任期を定めた常勤の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は令和９年３月末日までとなります。

６　採用日

令和８年６月１日（月）を予定しています。

７　勤務地

福島労働局職業対策課助成金センター（福島市本町５番８号）

８　勤務時間・休暇

勤務時間は１日７時間４５分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

９　身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

１０　応募方法

（１）履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴（助成金や雇用保険等の関連業務に従事した経験については詳細にお書き下さい）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

（２）論文の提出

論文による書類審査を実施します。

【論文の課題】（８００字程度）

「雇用調整助成金について述べよ。

（主旨、目的、支給対象者、その他の事項)」

※ 提出様式は任意とします。

（３）応募先

（１）及び（２）については、１つの封筒に同封し、福島労働局総務部総務課人事係あて郵送（直接持参も可）して下さい。宛先は下記１３のとおりです。

応募の秘密については厳守します。また、応募書類については、目的外に使用しないことをお約束し、こちらで処分させていただきますのでご了承下さい。

なお、雇用保険を受給している方は必ずハローワークの紹介を受けて下さい。

１１　応募期限

令和８年４月８日（水）です。

応募書類は当日の消印有効（持参の場合は当日１７：００まで）とします。

１２　選考方法

【第１次選考】

（選考内容）

職務経歴、論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第１次選考通過者を決定します。

（選考基準）

（１）職務経歴について

職務経歴等から①助成金や雇用保険等に関連する業務の経験、②その他本業務の実施に資する職務経験（例えば、人事・給与・労務管理等の実務経験等がある。）の有無等に基づき審査します。

（２）論文試験について

論文の内容から①助成金や雇用保険に関する具体的な知識・理解度、②論文としての形式的な観点（体裁、書式、文章構成）、③論文としての内容的な観点（内容の有意性、一貫性）に基づき審査します。

（選考通過者発表）

令和８年４月１４日（火）予定

通過したか否かに関わらず、全員に結果をご通知します。

【第２次選考】

（人物試験（個別面接））

人物試験による審査

試験日は令和８年４月２０日（月）から２１日（火）に実施予定です。

（詳細な日時及び場所等については、第１次選考通過者あてに通知します。）

（選考基準）

積極性と協調性があり、責任感をもって仕事に取り組み、国家公務員としての高い倫理観を持ち合わせた信頼できる人物であることを基準として審査します。

（合格者発表）

第２次選考終了後、通過したか否かに関わらず、全員に結果をご通知します。

１３　応募に関する照会先

福島労働局総務部総務課（担当：人事係　佐藤・吉田）

所在地：〒９６０－８０２１　福島市花園町５－４６福島第二合同庁舎４階

電　話：０２４－５３６－４６１７

（別紙）

給与等について

１　給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（１９万円～３６万円程度。一般的な例）。

※年齢が６０歳となった日後の最初の４月１日以後については、俸給（いわゆる基本給）が７割水準となります。

２　また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。

扶養手当・・扶養親族のある者に配偶者月額６，５００円
子１人につき１０，０００円

住居手当・・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者
に、月額最高２８，０００円

通勤手当・・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額
（１か月あたり最高１５０，０００円）

期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）
・・１年間に俸給等の約４．６０か月分（令和６年度実績）